

(写)

空家等対策の促進に関する連携協定書

米原市（以下「甲」という。）と一般社団法人まいばら空き家の相談所（以下「乙」という。）は、米原市内の空家等対策を促進するため、次のとおり空家等対策の促進に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が連携し、米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例（平成27年米原市条例第3号）第2条第1項第1号に規定する空家等の発生の予防、適正な管理および有効活用を促進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について連携する。

- （1） 市内の空家等の所有者、管理者または活用希望者等の関係者（以下「空家等関係者」という。）に対する乙が持つサービスや情報等の提供に関すること。
- （2） 乙が行う市内空家等の有効活用に向けた県外、市外への情報発信に関すること。
- （3） 本協定に基づく取組の市民や空家等関係者への周知に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、必要と認められる事項に関すること。

2 乙は、本協定に基づく取組について、営利を主たる目的として実施してはならない。

（協定期間）

第3条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了30日前までに、甲または乙が、それぞれ相手方に書面をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合は、本協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定を更に更新する場合も同様とする。

（協定解除）

第4条 甲および乙は、相手方が本協定の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を勧告したにもかかわらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、本協定の全部または一部を解除することができるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲および乙は、本協定の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後についても適用する。

（協議）

第6条 本協定に定めがない事項が生じた場合、または本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決する。

2 前項の協議による決定または本協定の内容の変更については書面によるものとし、書面によらないものは、無効とする。

(写)

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 12 月 10 日

甲 滋賀県米原市米原 1016 番地
米 原 市
市 長 角 田 航 也

乙 滋賀県米原市米原 538 番地
一般社団法人 まいばら空き家の相談所
代 表 理 事 岡 本 敏 夫
代 表 理 事 角 田 峰 治